

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日A市所在のB会社（以下「会社」という。）に入社し、平成〇年〇月から同社C本部の配属となり、技術管理担当として勤務していた。

請求人によると、平成〇年〇月〇日、会社内で会議会場を設営中、ひとりで机を持ち上げて移動させていたとき、右手首に負担が大きくなり負傷したとしている。請求人は、同月〇日、D病院に受診し、「右手関節靭帯損傷」（以下「本件傷病」という。）と診断された。

請求人は、本件傷病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に対し、療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、本件傷病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人は、本件傷病は、平成〇年〇月〇日に会社の用務のため会議用会場設営中に一人で机をいくつか持ち上げて移動させた際、右手首に負担が大きくかかったため損傷したものであると主張しているが、同年〇月右手首に痛みを感じて受診したD病院の診療録にも「平成〇年〇月初旬にドアノブを捻る、重量物を持つ動作時に右手関節部背尺側の疼痛を自覚していた。」とされており、右手首に係る痛みは〇月〇日の作業前から発現していたものと認められる。

なお、請求人は、別の症状である旨主張しているが、E医師及びF医師はいずれも〇月〇日の作業と本件傷病の間の因果関係は不明であるとしており、G医師は〇月〇日以前から同様の症状を来たしているので、〇月〇日の作業によるものではなく、既存の変性による変化と判断されるとしており、当審査会としては、同意見を妥当なものと判断する。

さらに、請求人は、会場設営作業においてテーブルを十分に持ち上げることができず、脚を別のテーブルに「コン」とぶつけたことは何度かあったとし、これは、「いわば突発的な出来事であり、短時間のうちに生起し又は作用する事象」(災害)に該当するものであり、その災害が労働者の身体損傷の原因に該当する旨、主張している。しかし、机を持ち上げて移動させている際、他の机に手をぶつけることは、通常起こりうることであるが、そのことをもって直ちに右手首を損傷させるに足る突発的な出来事であると判断することはできず、また、机の移動作業自体、質的に重労働であるとは言えず、量的にも大量であるとはいえず、社会通念上手首に過度の負担をかける作業ないし損傷を与えるに足る強度を有する作業に該当するとは認め難いものである。

以上のとおり、○月○日の作業に災害性が確認できず、当該作業と本件傷病との間に相当因果関係が認められないことから、本件傷病は業務上の事由によるものとは認められないとした監督署長及び審査官の判断は、当審査会としても妥当であると判断する。

- 3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。